

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小磯地区）を行うことについて平成19年3月19日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成19年4月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成19年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀